

妊産婦・乳児に係る健康診査の助成金額について

受診者	回数	受診票使用による割引額
妊婦	1回目	16,600円 (追加検査を含む場合は, 20,500円)
	2, 4, 9及び12回目	4,500円 (追加検査を含む場合は, 9,500円)
	3, 5, 7, 8, 10, 11 及び13回目	4,500円
	6及び14回目	9,500円
多胎妊婦	15から19回目まで	受診票なし。後日市へ申請をすることで1回あたり5,550円まで助成されます。

(注意)1から14回目の健康診査で自己負担が発生した方は、後日市へ申請をすることで1回あたり1,780円まで追加で助成されます。

受診票を使用できない医療機関で健康診査を実施した方は、後日市へ申請をすることで各回受診票使用による割引額と1,780円を合算した額まで助成されます。

受診者	回数	受診票使用による割引額
産婦	1及び2回目	5,000円
1か月児	1回目	6,000円
乳児	1回目(聴覚)	3,000円
	2及び3回目	6,638円

(注意1)受診票を使用できない医療機関で健康診査を実施した方は、後日市へ申請をすることで各回受診票使用による割引額まで助成されます。

(注意2)産婦・1か月児健康診査を受診した方で、市の受診票が配布されていない方も、後日市へ申請をすることで各回受診票使用による割引額まで助成されます。(令和7年4月1日より前に母子健康手帳の交付を受けた方が該当します。)